

平成31年度延長保育料 (ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯)

区分	時 間	延長保育料	区分	時 間	延長保育料		
保育短時間認定	平日(月～金)【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日(月～金)【契約者】	※午前7:30～8:30 午後4:30～6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。		
		午前 8:00-8:30					月額 2,000 円
		午後 4:30-5:00					月額 1,000 円
		午後 4:30-5:30					月額 2,000 円
		午後 4:30-6:00					月額 3,000 円
		午後 4:30-6:30					月額 4,000 円
		午後 4:30-7:00					月額 5,000 円
	一時及び緊急(1回)	30分まで250円 以降一律500円	午後6:30-7:00	月額1,000円			
	【随時者】	午前 7:30-8:30	1回 500円	【随時者】	午後6:30-7:00	30分まで250円	
		午前 8:00-8:30	1回 250円				
		午後 4:30-5:00	1回 250円				
		午後 4:30-7:00	30分まで250円 以降一律500円				
	土曜日【随時】	午前 7:30-8:30	1回 500円	※平日(月～金) 南・西・北保育園午後6:30終了 大口中保育園のみ午後7:00終了 ※土曜日保育は午後5:30終了			
		午前 8:00-8:30	1回 250円				
		午後 4:30-5:00	1回 250円				
午後 4:30-5:30		1回 500円					

備考

- 1 利用者負担額階層区分第1階層及び第2階層の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 2 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合
 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：0円
- 3 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：延長保育料×0.1
- 4 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年 児	階層区分	延長保育料(月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 5 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

平成31年度延長保育料 (ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等)

区分	時 間	延長保育料	区分	時 間	延長保育料		
保育短時間認定	平日(月～金)【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日(月～金)【契約者】	※午前7:30～8:30 午後4:30～6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。		
		午前 8:00-8:30					月額 1,000 円
		午後 4:30-5:00					月額 500 円
		午後 4:30-5:30					月額 500 円
		午後 4:30-6:00					月額 1,000 円
		午後 4:30-6:30					月額 1,500 円
		午後 4:30-7:00					月額 2,000 円
	一時及び緊急(1回)	30分まで125円 以降一律250円	午後6:30-7:00	月額 500 円			
	【随時者】	午前 7:30-8:30	1回 250 円	【随時者】	午後6:30-7:00	30分まで125円	
		午前 8:00-8:30	1回 125 円				
		午後 4:30-5:00	1回 125 円				
		午後 4:30-7:00	30分まで125円 以降一律250円				
土曜日【随時】	午前 7:30-8:30	1回 250 円	※平日(月～金) 南・西・北保育園午後6:30終了 大口中保育園のみ午後7:00終了 ※土曜日保育は午後5:30終了				
	午前 8:00-8:30	1回 125 円					
	午後 4:30-5:00	1回 125 円					
	午後 4:30-5:30	1回 250 円					

備考

- 1 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 2 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上延長保育を利用している場合 第2子：延長保育料×0.5 第3子以降：延長保育料×0.1
- 3 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年 児	階層区分	延長保育料(月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 4 備考2及び備考3の規定は、順に適用されます。